

平成28年第2回笠松町議会定例会会議録（第1号）

平成28年6月7日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応招議員

議 長	7番	岡 田 文 雄
副 議 長	2番	古 田 聖 人
議 員	1番	竹 中 光 重
〃	3番	尾 関 俊 治
〃	4番	川 島 功 士
〃	5番	田 島 清 美
〃	6番	伏 屋 隆 男
〃	8番	安 田 敏 雄
〃	9番	船 橋 義 明
〃	10番	長 野 恒 美

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	広 江 正 明
副 町 長	川 部 時 文
監 査 委 員	小 林 正 明
総 務 部 長	岩 越 誠
企画環境経済部長	村 井 隆 文
住民福祉部長	服 部 敦 美

建設水道部長	那波哲也
教育文化部長	田中幸治
会計管理者 兼会計課長	浅野薫夫
総務課長	足立篤隆
企画課長	堀仁志
郡教委学校教育課長	森透

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	田島直樹
書記	朝日純子
主任技師	青野浩之

1. 議事日程（第1号）

平成28年6月7日（火曜日） 午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 議員派遣の件について
- 日程第5 第6号選挙 笠松町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について
- 日程第6 第2号報告 専決処分の報告について
- 日程第7 第3号報告 繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第8 第34号議案 専決処分の承認について
- 日程第9 第35号議案 監査委員の選任同意について
- 日程第10 第36号議案 羽島郡二町教育委員会委員の選任同意について
- 日程第11 第37号議案 人権擁護委員候補者の推せんについて
- 日程第12 第38号議案 笠松町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 第39号議案 笠松町地域包括支援センターの職員等に関する基準条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 第40号議案 平成28年度笠松町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第15 第41号議案 平成28年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

- 日程第16 第42号議案 平成28年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第17 第43号議案 平成28年度笠松町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第18 第1号提出 平成27年度笠松町土地開発公社決算に関する書類の提出について

開会 午前10時00分

○議長（岡田文雄君） 本日の会議に先立ち、去る4月14日から16日にかけて最大震度7を観測した熊本地震により犠牲となられた全ての方々に、謹んで哀悼の意をあらわし、黙祷をささげたいと思います。

それでは、御一同、御起立願います。

黙祷。

[黙 祷]

はい、お直りください。御着席ください。

ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。よって、平成28年第2回笠松町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり決めました。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（岡田文雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第103条の規定により、次の2名を指名いたします。

1番 竹中光重 議員

6番 伏屋隆男 議員

日程第2 会期の決定について

○議長（岡田文雄君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月17日までの11日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、会期は11日間と決定をいたしました。

日程第3 諸般の報告について

○議長（岡田文雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。

事務局長より報告いたさせます。

○議会事務局長（田島直樹君） それでは、2点報告させていただきます。

1点目は、監査委員より、平成27年度3月分及び4月分、平成28年度4月分の例月現金出納検査の結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付させていただきました。

2点目は、5月23日開催の岐阜県町村議会議長会の臨時総会において役員補欠選挙が行われ、

岡田文雄議長が副会長に就任されました。以上でございます。

○議長（岡田文雄君） 以上、御了承願います。

日程第4 議員派遣の件について

○議長（岡田文雄君） 日程第4、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第105条の規定により、お手元に配付した議員派遣の件についてのとおり、閉会中に議員派遣を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件についてのとおり、閉会中に議員派遣を行うことに決しました。

お諮りいたします。ただいま議決されました議員派遣の件について、変更を要するものについては、その措置を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件について変更を要するものについての措置は、議長に委任することに決しました。

日程第5 第6号選挙について

○議長（岡田文雄君） 日程第5、第6号選挙 笠松町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

この選挙は、在職者の任期が平成28年7月28日に満了するため、地方自治法第182条の規定により、選挙管理委員会委員及び同補充員各4名の選挙を行うものであります。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することによりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

これより、笠松町選挙管理委員会委員及び同補充員の指名をいたします。

笠松町選挙管理委員会委員、山田晴生、宮崎貴、高橋豊、日比野照夫、同補充員、菅野正喜、秋田紘雄、金森忠夫、安達良幸。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしましたとおり、それぞれ当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり、それぞれ当選されました。

なお、補充員の補充順序につきましては、ただいまの順をもってその順序に決しました。

ここで、それぞれ当選された方々の名簿を書記をして配付いたさせます。

〔名簿配付〕

ただいま当選されました笠松町選挙管理委員会委員及び同補充員の氏名、住所、生年月日については、お手元に配付したとおりであります。

**日程第6 第2号報告、日程第7 第3号報告及び日程第8 第34号議案から日程第17
第43号議案まで並びに日程第18 第1号提出について**

○議長（岡田文雄君） 日程第6、第2号報告、日程第7、第3号報告の2報告及び日程第8、第34号議案から日程第17、第43号議案までの10議案並びに日程第18、第1号提出を一括して議題といたします。

書記をして議案を朗読いたさせます。

○書記（朝日純子君） お手元の議案の3ページをお開きください。

第2号報告 専決処分の報告について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。平成28年6月7日報告。笠松町長 広江正明。

- 記1. 平成28年3月11日専決。円城寺処理分区（15工区）管渠埋設工事請負契約の一部変更。
2. 平成28年3月31日専決。財物事故に係る損害賠償の額。

次に、6ページをお開きください。

第3号報告 繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、平成27年度笠松町一般会計繰越明許費繰越計算書について次のとおり報告する。平成28年6月7日報告。

次に、8ページをお開きください。

第34号議案 専決処分の承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告して承認を求める。平成28年6月7日提出。

- 記1. 平成28年3月31日専決。笠松町税条例等の一部を改正する条例。

2. 平成28年3月31日専決。行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例。

3. 平成28年3月31日専決。笠松町病後児保育の実施に関する条例の一部を改正する条例。

4. 平成28年3月31日専決。笠松町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例。

5. 平成28年3月31日専決。笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

次に、19ページをお開きください。

第35号議案 監査委員の選任同意について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、次の者を監査委員に選任したいから町議会の同意を求める。平成28年6月7日提出。

記、氏名、小林正明、住所、羽島郡笠松町二見町122番地、生年月日、昭和22年4月14日。

第36号議案 羽島郡二町教育委員会委員の選任同意について。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項及び羽島郡二町教育委員会共同設置規約（昭和44年笠松町告示第19号）第5条の規定により、次の者を羽島郡二町教育委員会委員に選任したいから町議会の同意を求める。平成28年6月7日提出。

記、氏名、林潤美、住所、羽島郡岐南町下印食2丁目15番地、生年月日、昭和51年9月30日。

第37号議案 人権擁護委員候補者の推せんについて。

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいから町議会の同意を求める。平成28年6月7日提出。

記、氏名、杉山詞一、住所、羽島郡笠松町円城寺1444番地、生年月日、昭和27年8月2日。

氏名、瀬瀬英子、住所、羽島郡笠松町田代504番地、生年月日、昭和44年7月17日。

第38号議案 笠松町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

笠松町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年笠松町条例第16号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。平成28年6月7日提出。

第39号議案 笠松町地域包括支援センターの職員等に関する基準条例の一部を改正する条例について。

笠松町地域包括支援センターの職員等に関する基準条例（平成27年笠松町条例第6号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。平成28年6月7日提出。

第40号議案 平成28年度笠松町一般会計補正予算（第2号）。

平成28年度笠松町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,276万

円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億1,631万2,000円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正) 第2条、既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。平成28年6月7日提出。

次に、40ページをお開きください。

第41号議案 平成28年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)。

平成28年度笠松町の国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正) 第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ220万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億7,187万円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成28年6月7日提出。

次に、43ページをお開きください。

第42号議案 平成28年度笠松町介護保険特別会計補正予算(第1号)。

平成28年度笠松町の介護保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正) 第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ186万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億668万円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成28年6月7日提出。

次に、46ページをお開きください。

第43号議案 平成28年度笠松町下水道事業特別会計補正予算(第1号)。

平成28年度笠松町の下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正) 第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億7,108万3,000円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正) 第2条、既定の地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。平成28年6月7日提出。

次に、51ページをお開きください。

第1号提出 平成27年度笠松町土地開発公社決算に関する書類の提出について。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により、平成27年度笠松町土地開発公社の決算に関する書類を別冊のとおり町議会に提出する。平成28年6月7日提出。

○議長(岡田文雄君) それでは、提案理由の説明を求めます。

提案の順序に従い、順次説明をお願いいたします。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、本日提案をさせていただいた案件の説明をさせていただきます。

まず、案件については、専決処分の報告が1件と繰越明許費の繰越計算書の報告が1件、専決処分の承認が1件、監査委員の選任同意が1件、羽島郡二町教育委員会委員の選任同意が1件、そして人権擁護委員の候補者の推せんが1件、笠松町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正ほか1件の条例案件の計2件、また平成28年度の一般会計ほか3件の補正予算、計4件、平成27年度の笠松町土地開発公社決算書類の提出1件、以上、報告あるいは提出を含めて13件であります。

このうち、議案書の19ページの第35号議案の監査委員の選任同意につきましては、監査委員の小林正明氏の任期が平成28年6月17日をもって満了することに伴い、引き続き小林氏を同委員として選任するため町議会の同意を求めるものであります。

また、20ページの第36号議案の羽島郡二町教育委員会委員の選任同意につきましては、羽島郡二町教育委員会委員の松原宗興氏の任期が平成28年7月24日をもって満了することに伴い、その後任として林潤美氏を同委員に選任するため町議会の同意を求めるものであります。

また、議案書の21ページの第37号議案の人権擁護委員の候補者推せんにつきましては、人権擁護委員の廣瀬とし子氏及び杉山詞一氏の任期が平成28年9月30日をもって満了ことに伴い、杉山氏を引き続き同委員候補に、また廣瀬氏の後任として瀨瀨英子氏を推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により町議会の同意を求めるものであります。

その他の案件につきましては副町長より詳細説明をいたさせますので、御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（岡田文雄君） 川部副町長。

○副町長（川部時文君） それでは、残りの議案につきまして、順次御説明申し上げます。

まず、3ページからの第2号報告 専決処分の報告についてであります。

こちらは地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定された事項の決定について専決処分をしたので、これを報告するものであります。

2件ございまして、まず4ページの3月11日に専決いたしました、議案資料では1ページから記載してございます円城寺処理分区（15工区）管渠埋設工事請負契約の一部変更についてであります。契約金額を1,272万9,960円減額して、8,447万40円としたものであります。

主な変更理由でございますが、資料の1ページに書いてございますが、工事区域内の地権者と協議の結果、現段階で下水道への接続の見込みがない路線であると判明した箇所がございまして、これにより推進工の立坑位置について再検討した結果、一部の推進工を開削工としたこ

とによるなどの減額であります。また、交通規制に関し、工事内容の変更により実工程に合わせて交通誘導員の数量を変更したこと等によるものでございます。

契約の相手方は株式会社加藤組で、その他工期等の変更はございませんでした。

次は、3月31日付で専決させていただきました財物事故に係る損害賠償の額の件でございます。

相手方は岐阜市在住の男性でございまして、平成28年2月12日、時間は午後6時30分ごろでありましたが、笠松町田代地内の町道を相手方が自家用車で走行中、開いていた上水道仕切弁ボックスのふたによりフロントバンパー下部を損傷したという事故の概要でございまして、損害額は15万7,680円でありましたが、過失割合が町が6、相手方が4ということで、損害賠償額は9万4,608円でございました。全額、全国町村会の総合賠償補償保険で対応させていただきました。

続きまして、6ページから7ページにわたっております第3号報告 繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、これを報告するものであります。

平成27年度笠松町一般会計の繰越明許だけをさせていただいております。

4件繰り越ししてございまして、まず2款の総務費で2件の繰り越しをさせていただきました。1つは情報化推進事業で、4,850万円全額繰り越しをいたしました。昨年ちょっと御説明いたしました、番号利用事務系を切り離し、さらにL GWANとインターネット環境を切り離すということで御説明申し上げておりますが、内容としてはセキュリティー強化対策事務の委託料で1,857万円、そしてパソコン等の購入費の機械器具費を2,993万円繰り越しをさせていただいております。

それから、地方創生推進事業4,825万円のうち3,800万円を今年度に繰り越しさせていただきました。差額の1,000万円強につきましては、平成27年度にレンタサイクル事業で執行させていただいております。内容としては、広告料、まちめぐり支援アプリの開発委託料、それから機械器具費として、アプリを提供するサーバーですが、その設定料、それからアプリ連動イベント開催事業の補助金、あるいはこの事業を通じて起業する事業所があった場合、相談する税務相談等運営補助金を繰り越させていただいております。

それから、民生費の関係で、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業として7,099万5,000円全額繰り越させていただきました。既に5月9日から始まっておりますが、年金受給者へ1人3万円ずつお配りする事業でございます。内容的には時間外、需用費、役務費、情報センターへのシステム改修委託料、複写機の使用料、それから年金生活者等支援臨時福祉給付金6,600万円、2,200人分の分を全て繰り越させていただいております。5月9日から8月10日まで窓口を1階に設けてございまして、申請の都度、毎月2回交付させていただいております。先

ほども申しましたが、1人当たりの支給額が3万円となっています。

それから、教育費のほうで、給食センター建設事業の2,620万円を全額繰り越させていただきました。内容的には、事業用地取得のための事業認可申請図書の作成業務委託料、それから設計等の業務委託料を全額繰り越させていただいております。

以上が、繰越明許計算書の関係でございます。

続きまして、議案書の8ページから18ページまでにわたっていますが、第34号議案 専決処分
分の承認についてであります。

地方自治法第179条第1項の規定により、緊急を要するため町議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分しましたので、同条第3項の規定に基づき、これを報告して承認を求めるもので、5件ございまして、いずれも平成28年3月31日付で専決させていただきました。

まず、9ページからにわたっています笠松町税条例等の一部を改正する条例についてであります。

地方税法等の一部を改正する等の法律が平成28年3月31日に公布され、4月1日から施行されたことに伴い、この固定資産税に係るわがまち特例の規定の追加、そして省エネ改修の減額対象家屋の見直しなど、所要の規定整備を行ったものであります。

まず第1条関係で、附則の9条の2の関係であります。固定資産税の関係で、地方税法で定められている特例措置の課税標準の軽減の程度を地方自治体が条例で決定できるようにする地域決定型地方税制特例措置、先ほども言いましたが通称わがまち特例を、議案の資料の3ページの中ほどに書いてございまして、5項目追加させていただきました。電気事業者による再生可能エネルギー発電設備関係の特例を追加してございまして、特例の対象となる施設は太陽光発電設備、ただこれは売電はだめで、自家消費のものに限るということとございまして、それから、風力発電設備、水力発電設備、地熱発電設備、バイオマス発電設備。特例割合は、記載のように3分の2から2分の1となっております。わがまち特例、従来は7項目でありましたが、12項目となったわけでありまして。ただ、今のところ、特例の実績はございません。

それから、附則の9条の3の関係ですが、省エネ改修熱損失防止に対する減額申請書の記載事項の追加ということで、省エネ改修に関して固定資産税が3分の1、120平米を上限に減額されるわけですが、この適用条件が見直され、これまでは熱損失防止に係る改修費用の額が1戸当たり50万円を超える家屋について対象であったものが、国等の補助金を控除した後の改修費用の額が1戸当たり50万円を超える家屋に改正されたことにより、減額申請書の記載事項に国等の補助金という言葉を追加するものであります。

第2条関係で、その他でございますが、平成27年3月31日に改正した町たばこ税に係る経過措置の読みかえ規定の字句の整備を行っております。

施行期日は平成28年4月1日であります。

続きまして、12ページの行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

こちらは、平成27年11月26日付の総務省通知に基づき、平成28年第1回定例会に提出しました行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例で改正を行いました笠松町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、この平成28年3月31日付で総務省から再度通知がありまして、当該一部改正条例の経過措置に関して見直しが行われたことに伴いまして、今回所要の規定整備を行ったものであります。

行政不服審査法の改正に伴い規定整備した笠松町固定資産評価審査委員会の運営方法等の適用に関して、平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について、固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申し出、つまり現年度課税分のみについて適用するとしていたものを、3月31日付の総務省通知に基づき、12ページの改正分にあります、まず地方税法第411条第2項、つまり固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の価格等を登録した場合の公示がされる場合や、地方税法第419条第3項、こちらも県知事の勧告により固定資産の価格等を修正して登録した場合にする告示がされる場合、そして地方税法第417条第1項後段にあります、つまり価格登録の公示の日以後において固定資産の価格等の登録がなされていないこと、または登録された価格等に重大な錯誤があることを発見した場合において、価格等を決定または修正し、これを登録した場合の通知がされた場合、これらの以上3つのいずれかの公示または通知がなされた場合については、改正後の規定を適用することとする経過措置の改正を行ったものでございます。

施行期日は平成28年3月31日でございます。

それから、13ページの笠松町病後児保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

3人以上の児童を現に扶養する多子世帯の経済的負担を軽減するため、平成28年4月1日から当該世帯に係る病後児保育の利用料を無料とすることに伴い、所要の規定整備を行ったものであります。

第4条、利用料の規定にただし書きを追加し、3人以上の児童を現に扶養する多子世帯に属する場合は無料とする旨を規定するものであります。

ちなみに、利用料は日額2,000円でありまして、これは平成27年度に岐阜県多子世帯病児・病後児保育利用料無料化事業実施要領が制定されまして、市町村が利用料を無料化した場合に県から2分の1の補助が受けられることになったもので、笠松町でも対応することといたしました。

施行日は平成28年4月1日からであります。

14ページから17ページにわたっております笠松町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令等が平成28年3月31日に公布されまして、4月1日から施行されたことに伴い、利用者負担額の軽減措置の拡充に関し、所要の規定整備を行ったものであります。

ちょっとこれは議案だけを見るとわかりにくいんですが、年収約360万円未満相当の世帯における負担軽減措置の拡充ということで、まず1つは、ひとり親世帯等について、第1子については前年度負担額の半額とし、第2子以降を無料化すること。それから、2つ目として、多子世帯における子供のカウント方法の変更がありまして、第何子かを決定する際に算定対象となる子供の年齢制限を撤廃します。ただし、これは市町村民税所得割が教育認定子どもについては7万7,101円未満、保育認定子どもについては5万7,700円未満の世帯のみが対象であります。

そして、大きく2つ目に、保育認定の市町村民税所得割額が5万7,700円以上9万7,000円未満の世帯における負担の軽減措置の拡充であります。18歳の児童から数えて第3子以降を無料化するというもので、後段のものについては県単の事業でありまして、県の補助金が2分の1であります。前段の負担軽減につきましては、国が2分の1、それから県と町が4分の1ずつの負担であります。

施行期日は平成28年4月1日であります。

続きまして、18ページにあります笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

地方税法施行令の一部を改正する政令が平成28年3月31日付で公布され、4月1日から施行されたことに伴い、国民健康保険税の課税限度額の引き上げ、そして低所得者に係る保険税軽減措置の拡充など、所定の規定整備を行ったものであります。

まず第2条関係ですが、資料の15ページの新旧対照表にありますように、国民健康保険税の課税限度額の引き上げを行いました。まず、基礎課税額が現在の「52万円」が「54万円」に、そして後期高齢者支援金等課税額が「17万円」が「19万円」に、それぞれ2万円ずつ引き上げられます。なお、介護納付金課税額はそのままでございます。この改正によりまして、限度額の合計では「85万円」が「89万円」になっております。

それで、第23条関係で、この課税限度額の引き上げに伴い、国民健康保険税減額後の限度額についても同様に引き上げを行っております。

それから、国民健康保険税の5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引き上げを行っております。第23条の第2号と3号の関係であります。5割軽減の対象世帯に係る所得判定基準の引き上げでは、基礎控除額33万円に変わりはございませんが、被保険者数に乗

ずる「26万円」が「26万5,000円」に5,000円引き上げ、そして2割軽減の対象世帯に係る判定基準の引き上げについては、基礎控除額の33万円は変わりませんが、被保険者数にかける「47万円」が「48万円」に1万円上がっております。なお、7割軽減については、今回の改正はございません。

施行期日は平成28年4月1日でございます。

22ページから23ページにわたっていますが、笠松町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

この家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める省令の一部改正に伴いまして、職員の配置基準及び施設の特別避難階段に係る基準に関し、所要の規定整備を行うもので、町内にはございませんが、小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置基準の緩和を行っております。

事業所の職員配置基準について、2人以上の配置が必要となる場合に、当分の間1人以上とすることができるとするものであります。これは附則の第6項関係で、議案の22ページの下の方でございます。

次に、議案の23ページの附則第7項と9項の関係でございますが、この保育士の数の算定については、幼稚園教諭もしくは小学校教諭または養護教諭の普通免許状を有する者を必要な保育士の数の3分の1以内において保育士とみなすことができることとするものであります。

そして、附則第8項と9項の関係ですが、1日に8時間を超えて開所する事業所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が利用定数の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えたときは、保育士と同等の知識及び経験を有すると町長が認めた者をこの必要な保育士の数の3分の1以内において保育士とみなすことができることとするもので、この幼稚園教諭等の資格を有する者のほか、国が新たに創設した子育て支援員研修を修了した者を想定いたしております。

それから、建築基準法施行令の一部改正によりまして、特別非常階段に係る規制の合理化が行われておりまして、議案の22ページの改正文の前段でこのことを規定しております。

施行期日は公布の日からであります。

24ページから25ページにわたっておりますが、第39号議案 笠松町地域包括支援センターの職員等に関する基準条例の一部を改正する条例についてであります。

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、笠松町地域包括支援センター職員の基準に関し、所要の規定整備を行うものであります。

主任介護支援専門員の更新制度導入に伴いまして、地域包括支援センターに置くべき主任介護支援専門員の資格要件を「主任介護支援専門員研修を修了した者」から「主任介護支援専門員研修を修了した者であって、当該研修を修了した日から起算して5年を超えない期間内にあ

るもの又は最後に更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間内にあるもの」に改正するものであります。

施行期日は公布の日からであります。

○議長（岡田文雄君） 11時15分まで休憩をいたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時15分

○議長（岡田文雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

副町長、よろしく申し上げます。

○副町長（川部時文君） それでは、引き続き議案の説明をさせていただきます。

26ページからの第40号議案 平成28年度笠松町一般会計補正予算（第2号）についてであります。

今回の補正額は7,276万円の減額の補正でございます。

いつものように歳出のほうから御説明いたします。まず全体的なことでございますが、今回の一般会計の補正では平成28年4月1日付の職員異動に伴う人件費の増額補正を行っております。一般会計の人件費につきましては、職員数116人分で変更はございませんが、職員の昇格、9人ございましたが、及び会計間異動等に伴い、給料を初めとして人件費が増額となったほか、特に共済組合負担金については、昇格により給料が増額となった職員や職員手当の支給状況が増額となった職員の標準報酬月額が増額変更に伴いまして311万5,000円ほど増額となっております。一般会計の人件費合計では932万8,000円の増額となるものでございます。なお、全会計を合わせた人件費では、2役を含めた129人分に変更はございません。合計では189万7,000円の人件費の増額となっております。

水道事業会計の人件費についてはマイナスの271万7,000円の減額と見込んでおりますが、一般会計からの繰り入れを行っていない独立した企業会計でありますことと、減額の場合は支出に支障がないため補正する必要もないことから、今回補正予算を提出しておりません。したがって、水道事業会計を除く一般会計、特別会計の人件費の補正額合計は461万4,000円の増額となっております。

それでは、それ以外の歳出の科目ごとに主な事業を説明させていただきます。

まず、33ページの総務費の総務管理費、5目の町民バス運行費でございますが、公共施設巡回町民バス、予備車の3号車の平成18年に笠松婦人会から寄贈を受けたマイクロバスタイプの巡回バスですが、こちらのラジエーターが劣化し、修繕が必要となったことに伴い、修繕料を60万6,000円補正させていただきます。

そして、7目の国際交流事業費ですが、こちらは青少年海外派遣事業の同行者を1名増員す

ることに伴い、旅費を増額させていただきます。内容的には、当初は先生1人と職員2名の随行を考えておりましたが、笠松中学校の校長先生がおかわりになりまして、中学校の姉妹提携ということがございますので、笠松中学校長さんの分を追加させていただくものであります。生徒数26人に変更はございません。

それから、8目の諸費ですが、岐阜バス・バス停協力協議会が管理しております中野バス停のテントについて、今年度張りかえを予定しておりましたが、この4月14日の強風によりバス停本体ごと飛ばされ、破損してしまいましたので、本体工事が必要となったことに伴い、同協議会への補助金を34万7,000円増額させていただくものであります。なお、当初補修を見ておりましたので、本体工事は実際には52万1,000円かかりまして、笠松町と岐南町でこの協議会を設置しているんですが、笠松町の負担は83%で、先ほど申し上げた額を補正するものであります。

それから、34ページになりますが、2項の企画費、4目の地方創生推進事業費であります。昨年度、国の交付金を活用して、3月の期間にレンタサイクル社会実験を行いました。今年度も9月から11月ごろにかけて引き続き実施するため、当該事業に係る費用合計で2,643万9,000円を予算計上させていただくものであります。

内容的には、報償費としてこの運営協議会の委員の謝礼で9万円、消耗品、それから印刷製本としてマップ等の作成で75万6,000円、そして役務費で手数料として、こちらは受付業務をシルバー人材センターに委託する予定ですが、163万3,000円、それから賠償保険料を30万円強、委託料として、この社会実験運営及び利用者データの分析委託を行いますので1,058万4,000円、それからこちらは新規ですが、道路環境調査委託を972万円新規で計上させていただきました。また、備品購入として、まだ具体的には決まっていますが、レンタサイクル用の自転車を補充として54万円考えております。それから、負担金補助及び交付金として、内容的にはクーポン事業補助金で25万円、サイクルイベント運営補助金で250万円を予定しております。

なお、本事業については地方創生推進交付金の第4弾であります隘路打開タイプというものに申請しておりまして、採択されましたら2分の1が国庫で充当される予定でございます。

それから35ページですが、同じく総務費の第4項 戸籍住民基本台帳費、1目 戸籍住民基本台帳費であります。こちらは平成27年度の個人番号カードの作成・発行に関して、国の個人番号カード交付事業費補助金の額が決定されたことに伴いまして、地方公共団体情報システム機構、通称J-LISと言っているところの交付金を530万8,000円増額させていただくものであります。財源は10分の10国庫補助金であります。

第3款 民生費、第1項 社会福祉費、1目 社会福祉総務費であります。こちらは篤志者から5月12日付で給付金がございましたので、社会福祉基金に積み立てるため、積立金を増額させていただいております。

第7款 土木費、第4項 都市計画費、第1目 都市計画総務費で、下水道事業特別会計のこちらは職員異動に伴う人件費の減額、そして下水道事業会計のほうで資金繰りのために起債借り入れを行いましたので、一般会計からの繰出金を1億5,008万円減額させていただきました。詳細は、下水道会計の補正で説明させていただきます。

そして、2目の公園費で、工事請負費を200万円弱増額させていただきました。美笠北公園にある時計台ですが、こちらは平成6年に建設して、24年度から故障中で、ずっとそのままになっていましたが、各方面から要請がございますので今回補正をさせていただきました。

それから、第9款の教育費の第2項の小学校費と第3項の中学校費で補正をさせていただいております。こちらは毎年岩田市蔵さんから寄附をいただいているわけですが、今年度も4月12日付で寄附をいただきました。

小学校費のほうは、松枝小学校図書室の空調設備の改修、そして遊具でコンクリート製つき山、頑張り山と言われておる滑り台つきの遊具があるわけですが、こちらは安全性を確保する改修、具体的には着地点にセーフティマットを設置する、これを実施することに伴いまして、両方の工事設計監理委託料を含めて記載の額を補正させていただきます。

中学校については、この寄附を活用させていただきますして、1、2年生と、それから特別支援教室のげた箱の改修を行うことに伴いまして、工事請負費を150万円補正させていただきます。40人用のシューズボックス14台を設置予定であります。

4項の学校給食センター費、第1目の学校給食センター総務費でございますが、新学校給食センター建設に当たり、土地収用法に規定する事業認定申請書を県知事に近々提出できるようになりましたので、その際に必要となる申請手数料を15万8,000円追加させていただきます。そして、平成29年度の建築工事着工に向けて、9月から10月ごろに予定しています起業予定地の用地買収後、速やかにこの用地造成工事に着手する必要があるため、工事請負費を3,535万9,000円増額させていただきます。内容的には、現在の町有地の転落防止のガードレールの撤去とか、畑土のすき取りとか、大きいのは擁壁工、それから盛土等であります。財源については、給食センター建設事業債を予定しております。

歳出の最後ですが、第6項の保健体育費、第1目 保健体育総務費の中で補正をさせていただきます9月24日に笠松町で行われる全国レクリエーション大会キンボールにおいて、大会の横幕を設置し、機運を盛り上げるとともに、参加者の満足度の向上を図るため、会場である笠松中学校体育館入り口付近を花を植えたプランターで装飾するほか、参加者にドリンクサービスをしておもてなしをする事業を行います。これに伴いまして、需用費と委託料を増額させていただいております。財源につきましては、今回補正しておりませんが、2分の1を岐阜県の振興補助金を予定しております。決定しましたら追加補正をさせていただく予定です。

歳入につきましては、ほとんど歳出で触れましたので、32ページの第20款の町債の関係です

が、今回給食センター建設事業債を4,500万円増額させていただいております。今回の補正額の充当率90%の3,200万円と、実は当初、県の指導で充当率75%で予定しておりましたが、県からの助言・指導の誤りの通知がございまして、75ではなく90まで可能ということで、その当初分で1,300万円、合計4,500万円を町債で増額させていただいております。

それから、30ページの第2表の地方債ですが、限度額の変更を行わせていただいております。先ほども申しました関係でありまして、当初6,360万円であったものを今回4,500万円追加させていただきましたので、合計1億860万円に変更させていただくものであります。

以上が一般会計の補正であります。

続きまして、40ページの第41号議案 平成28年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

補正額は220万1,000円の減額の補正であります。

こちらは、1つは4月1日付の職員異動に伴いまして人件費を263万8,000円減額させていただきます。もう1つは、平成30年度から国民健康保険の都道府県化に伴いまして、県が国保事業費納付金を算定するために使用します国保事業費納付金等算定標準システムと、町の総合行政情報システムの情報連携を行うため、システム改修費として43万7,000円を追加させていただきます。

歳入につきましては、今回の人件費の減額に伴いまして、一般会計繰入金を263万8,000円減額させていただきますし、システム改修費の費用の財源に前年度繰越金を充てるため、繰越金を43万7,000円増額させていただきます。

なお、システム改修費については、国から補助金が交付される予定であります。現時点での補助額等の詳細が不明であるため、今回は前年度繰越金で対応させていただきましたが、補助額が明確となった段階でまた補正させていただきますのでよろしく願いいたします。

次に、43ページからの第42号議案 平成28年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

186万2,000円の減額をさせていただきます。

歳出につきましては、ほかの会計と同じように、4月1日付の職員異動に伴いまして人件費を199万6,000円減額させていただきますし、それから職員異動により実務する介護担当職員を1名増員したことに伴いまして、介護保険システム導入端末の追加整備に係る保守点検委託料と、機器使用料をそれぞれ増額させていただいております。

歳入につきましては、一般会計繰入金の減額で行っております。

それから、46ページからの第43号議案 平成28年度笠松町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

補正額は8万円の減額となっております。

歳出の50ページのほうでは、人件費の減額を、こちら職員異動の関係ですが、8万円減額させていただいております。

49ページの歳入のほうですが、今回の人件費の減額を8万円、そして新規起債の借り入れを1億5,000万円行いましたので、財源としていました一般会計繰入金金を1億5,008万円減額させていただきました。

48ページの第2表の地方債補正で追加を行っております。

資本費平準化債を1億5,000万円計上させていただきました。この下水道整備に係る起債の償還元金につきましては、元金償還期間は大体約25年であります。これと減価償却費、こちら約45年ありますので、約20年間の差があり、構造的に生ずる資金不足に対する起債でありまして、元金償還による負担を和らげることによる経営安定を目的としており、当町においては一般会計の負担軽減が図られるものであります。

また、後年度において、この資本費平準化債の発行額の50%に係るさらに元利償還金の50%を事業費補正として普通交付税で措置されるもので、実際には新たに発生する利息はありますが、若干交付税で措置していただけるという起債であります。

なお、この資本費平準化債の償還期限は20年以内を予定しております。

最後に、51ページの第1号提出であります。平成27年度笠松町土地開発公社決算に関する書類の提出についてであります。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、提出するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（岡田文雄君） お諮りいたします。これよりの議事の進め方といたしましては、各議案について1議案ごとに質疑・採決を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、そのように進めてまいります。

お諮りいたします。この際、第35号議案 監査委員の選任同意についてを先議いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第35号議案 監査委員の選任同意については先議することに決しました。

〔監査委員 小林正明君退場〕

第35号議案 監査委員の選任同意についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第35号議案は原案のとおり同意することに決しました。

〔監査委員 小林正明君入場〕

お諮りいたします。明6月8日から6月13日までの6日間は議案精読のため休会とし、6月14日午前10時から本会議を再開いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、明6月8日から6月13日までの6日間は休会とすることに決しました。

散会の宣告

○議長（岡田文雄君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて散会いたします。どうも御苦労さまでした。

散会 午前11時40分